

## 許可申請にあたっての留意事項（破碎業）

### 第 1 申請に必要な書類

1. 解体業許可（許可の更新）申請書  
＜申請書記載事項＞
    - ① 申請者名・住所・代表者名
    - ② 事業所名・所在地
    - ③ 役員の氏名・住所  
※役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
    - ④ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所
    - ⑤ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所  
※法定代理人が法人の場合は名称及び代表者の氏名・住所及び役員の氏名・住所
    - ⑥ 事業の用に供する施設の概要
    - ⑦ 標準作業書の記載事項
    - ⑧ 既に解体業・破碎業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
    - ⑨ 破碎業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
    - ⑩ 施設について廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可番号・許可年月日
    - ⑪ 発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者の氏名又は名称・住所
  2. 破碎業許可申請者が法第 6 2 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  3. 破碎業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図  
（廃棄物処理法の許可施設を有する場合には不要）
  4. 施設の所有権（又は使用権原）の証明書
  5. 事業計画書
  6. 収支見積書
  7. 申請者が個人の場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は医師の診断書、認知症に関する診断結果等。以下同じ。）
  8. 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。以下「商業登記事項証明書」という。）
  9. 役員の住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  10. 発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者の株式数又は出資額を記載した書類、住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（法人の場合は商業登記事項証明書）
  11. 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  12. 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類  
※法定代理人が法人の場合は、その法人の商業登記事項証明書、役員の住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  13. 標準作業書の全文の写し
- ※1 許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の書類（3と4）は不要。
- ※2 北海道知事又は道内保健所設置市長から、解体業若しくは破碎業、又は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業若しくは産業廃棄物処理施設の設置等の許可（許可証の「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」が「無」になっているもので、許可日から 5 年を経

過していないものに限る。)を既に受けている場合には、その許可証を添付することにより、書類の一部(7と9~12)の添付を省略できる。

## 第2 申請手数料

手数料は「北海道収入証紙」による納付となっているので、あらかじめ必要額分を購入しておくこと。

なお、証紙は申請書又はちょう付用紙に貼り、用紙と証紙にかけて消印を要する。

破砕業許可申請手数料	84,000円
破砕業許可の更新申請手数料	77,000円
破砕業事業範囲変更許可申請手数料	67,000円

別記様式 2 (様式第八 (第六十条関係))

許可

破砕業 申請書  
許可の更新

言 載 例

北海道知事 ○○○○ 殿

※許可番号	
※許可年月日	
○年 ○月 ○日	

(郵便番号) 000-0000  
 住 所 北海道○○市○○町 0-0-0  
 氏 名 ○○株式会社  
 代表取締役 ○○○○  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可(許可の更新)を申請します。

事業の範囲	
事業所の名称及び所在地	
名 称	○○株式会社○○センター○○支店
所在地	〒000-0000 北海道○○郡○○町△△0-0-0 TEL 000-000-0000
名 称	○○株式会社○○センター△△支店
所在地	〒000-0000 北海道○○郡○○町△△0-0-0 TEL 000-000-0000
事業の用に供する施設の概要	<p>1.○○支店          破砕施設①シュレッダーマシン○○型(能力 0000トン/日) 1基          破砕施設②シュレッダーマシン△△型(能力 00000トン/日)1基          せん断施設キロチン○○型(能力 0000トン/日) 1基          圧縮施設○プレス○○型(能力 0000トン/日) 2基          保管施設①(廃車ガラ・プレス)面積00000m<sup>2</sup> コンクリート打設          保管施設②(ASR)面積00000m<sup>2</sup> 屋根・囲い有          運搬車両(平ボディ 2、キャリアカー 2)          プレスカー 2          油水分離槽 0000m<sup>3</sup> 2基</p> <p>2.△△支店          破砕施設シュレッダーマシン○○型(能力 0000トン/日) 1基          せん断施設キロチン○○型(能力 0000トン/日) 1基          圧縮施設○プレス○○型(能力 0000トン/日) 1基          保管施設①(廃車ガラ・プレス)面積00000m<sup>2</sup> コンクリート打設          保管施設②(ASR)面積00000m<sup>2</sup> 屋根・囲い有</p>

	運搬車両(平ボディ 2、キャリアカー 2) プレスカー 2 油水分離槽 0000m3 2基	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	1.〇〇支店 廃プラスチック破碎施設① 昭和00年00月00日 第00000000000号 廃プラスチック破碎施設② 平成00年00月00日 第00000000000号	
	2.△△支店 廃プラスチック破碎施設 昭和00年00月00日 第00000000000号	
他に解体業又は破碎業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	1.〇〇県 2.北海道 3.◇◇市	破碎業 H16.7.2届出。 解体業 H16.7.2申請。 解体業 H16.7.1届出。
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	1.北海道 2.□□県 3.◇◇市	第00000000000号(収集運搬) 第00000000000号(中間処理) 第00000000000号(収集運搬) 第00000000000号(収集運搬) 第00000000000号(中間処理)

破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	1.〇〇株式会社〇〇センター廃車集積場 北海道△△市〇〇町0-0-0 保管場所面積000m2、保管量の上限0000台 2.〇〇株式会社〇〇センター廃車ガウ集積場 北海道△△市〇〇町0-0-0 保管場所面積000m2、保管量の上限0000台
--	--

役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
ふりがな 〇〇 〇〇	代表取締役	北海道△△市〇〇町0-0-0
ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	北海道△△市〇〇町0-0-0
ふりがな 〇〇 〇〇	取締役	〇〇県△△市〇〇町0-0-0

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
--------------	-----	----

ふりがな 〇〇 〇〇	〇支店長	北海道△△市〇〇町0-0-0
ふりがな 〇〇 〇〇	〇支店長	北海道△△市〇〇町0-0-0
ふりがな 〇〇 〇〇	〇センター場長	北海道△△市〇〇町0-0-0
ふりがな 〇〇 〇〇	△センター場長	北海道△△市〇〇町0-0-0

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）※法定代理人（個人）が設定されている場合記入

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

※法定代理人（法人）が設定されている場合記入

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

※法定代理人（法人）が設定されている場合記入

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の金額
ふりがな 〇〇 〇〇	北海道△△市〇〇町0-0-0	五千株
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町0-0-0	四千株
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	北海道△△市〇〇町0-0-0	二千株
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町0-0-0	二千株

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	別添「標準作業書の全文の写し」のとおり
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	〃
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	〃
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	〃
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	〃
解体自動車の運搬の方法	〃
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	〃
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	〃
火災予防上の措置	〃
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。